

○ 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
<p>（特定無線設備等）</p> <p>第二条 法第三十八条の二の二第一項の特定無線設備は、次のとおりとする。</p> <p>一 二十八の三 （略）</p> <p><u>二十八の四 設備規則第四十九条の二十三の二においてその無線設備の条件が定められている携帯移動地球局に使用するための無線設備</u></p> <p>二十九〜六十二 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>別表第一号 技術基準適合証明のための審査（第六条及び第二十五条関係）</p> <p>一 技術基準適合証明のための審査は、次の掲げるところにより行うものとする。</p> <p>(1) ・ (2) 特性試験</p> <p>(3) 申込設備について、次に従つて試験を行い、かつ、技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。</p> <p>ア （略）</p>		<p>（特定無線設備等）</p> <p>第二条 法第三十八条の二の二第一項の特定無線設備は、次のとおりとする。</p> <p>一 二十八の三 （略）</p> <p>二十九〜六十二 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>別表第一号 技術基準適合証明のための審査（第六条及び第二十五条関係）</p> <p>一 技術基準適合証明のための審査は、次の掲げるところにより行うものとする。</p> <p>(1) ・ (2) 特性試験</p> <p>(3) 申込設備について、次に従つて試験を行い、かつ、技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。</p> <p>ア （略）</p>	
装 一	二 試験項目	四 特定無線設備の種別	
	三 測定器等	（略）	
		八 十 二 第 二 項 一 第 一 条 二 第	八 十 二 第 二 項 一 第 一 条 二 第
		九 十 二 第 二 項 一 第 一 条 二 第	九 十 二 第 二 項 一 第 一 条 二 第
		（略）	
装 一	二 試験項目	四 特定無線設備の種別	
	三 測定器等	（略）	
		八 十 二 第 二 項 一 第 一 条 二 第	八 十 二 第 二 項 一 第 一 条 二 第
		九 十 二 第 二 項 一 第 一 条 二 第	九 十 二 第 二 項 一 第 一 条 二 第
		（略）	

置 装 信 送		置 装 信 送	
周波数	周波数計又はスペクトル分析器	(略)	○ 備 設 線 無 の 三 の 号
占有周波数帯幅	疑似音声発生器又は疑似信号発生器バンドメータ又はスペクトル分析器	(略)	○ 備 設 線 無 の 四 の 号
スプリアス発射又は不要発射の強度	低周波発振器 スプリアス電力計 又はスペクトル分析器	(略)	○ 備 設 線 無 の 号
空中線電力	電力計、電界強度測定器又はスペクトル分析器	(略)	○ 備 設 線 無 の 号
比吸収率	比吸収率測定装置	(略)	○ 備 設 線 無 の 号
周波数偏移又は周波数偏位又は変調度	低周波発振器 直線検波器又は変調度計	(略)	○ 備 設 線 無 の 号
プレエンファ	低周波発振器	(略)	○ 備 設 線 無 の 号
			備 設 線 無 の 号

置 装 信 送		置 装 信 送	
周波数	周波数計又はスペクトル分析器	(略)	○ 備 設 線 無 の 三 の 号
占有周波数帯幅	疑似音声発生器又は疑似信号発生器バンドメータ又はスペクトル分析器	(略)	○ 備 設 線 無 の 号
スプリアス発射又は不要発射の強度	低周波発振器 スプリアス電力計 又はスペクトル分析器	(略)	○ 備 設 線 無 の 号
空中線電力	電力計、電界強度測定器又はスペクトル分析器	(略)	○ 備 設 線 無 の 号
比吸収率	比吸収率測定装置	(略)	○ 備 設 線 無 の 号
周波数偏移又は周波数偏位又は変調度	低周波発振器 直線検波器又は変調度計	(略)	○ 備 設 線 無 の 号
			備 設 線 無 の 号

置 装 受 信	シス特性	直線検波器					
	搬送波電力	低周波発振器 スペクトル分析器	(略)				(略)
	総合周波数特性	低周波発振器 電力計	(略)				(略)
	総合歪及び雑音	低周波発振器 直線検波器 歪率雑音計	(略)				(略)
	送信立ち上がり時間及び送信立ち下がり時間	オシロスコープ又はスペクトル分析器	(略)				(略)
	隣接チャネル漏えい電力又は帯域外漏えい電力	低周波発振器 電力測定用受信機 又はスペクトル分析器	(略)				(略)
	搬送波を送信していないときの電力	低周波発振器 電力測定用受信機 又はスペクトル分析器	(略)			○	(略)
	送信速度	低周波発振器 オシロスコープ	(略)			注 ○	(略)
	副次的に発する電波等の限度	電界強度測定器又はスペクトル分析器	(略)			注 ○ 8	(略)
感 度	標準信号発生器 レベル計又は歪率	(略)				(略)	

置 装 受 信	プレエンプ	低周波発振器	(略)				(略)
	アシス特性	直線検波器					
	搬送波電力	低周波発振器 スペクトル分析器	(略)				(略)
	総合周波数特性	低周波発振器 電力計	(略)				(略)
	総合歪及び雑音	低周波発振器 直線検波器 歪率雑音計	(略)				(略)
	送信立ち上がり時間及び送信立ち下がり時間	オシロスコープ又はスペクトル分析器	(略)				(略)
	隣接チャネル漏えい電力又は帯域外漏えい電力	低周波発振器 電力測定用受信機 又はスペクトル分析器	(略)				(略)
	搬送波を送信していないときの電力	低周波発振器 電力測定用受信機 又はスペクトル分析器	(略)				(略)
	送信速度	低周波発振器 オシロスコープ	(略)				(略)
副次的に発する電波等の限度	電界強度測定器又はスペクトル分析器	(略)				(略)	

通過帯域幅	雑音計 標準信号発生器 周波数計 レベル計	(略)				(略)
減衰量	標準信号発生器 周波数計 レベル計	(略)				(略)
スプリアス・レスポンス	標準信号発生器 レベル計又は歪率 雑音計	(略)				(略)
隣接チャネル選択度	低周波発振器 標準信号発生器 レベル計又はオシロスコープ	(略)				(略)
感度抑圧効果	標準信号発生器 レベル計	(略)				(略)
相互変調特性	標準信号発生器 レベル計又は歪率 雑音計	(略)				(略)
局部発振器の周波数変動	周波数計	(略)				(略)
ゲイエンフアシス特性	低周波発振器 直線検波器	(略)				(略)
総合歪及び雑音	標準信号発生器 歪率雑音計	(略)				(略)

置	感度	標準信号発生器 レベル計又は歪率 雑音計	(略)			(略)
	通過帯域幅	標準信号発生器 周波数計 レベル計	(略)			(略)
	減衰量	標準信号発生器 周波数計 レベル計	(略)			(略)
	スプリアス・レスポンス	標準信号発生器 レベル計又は歪率 雑音計	(略)			(略)
	隣接チャネル選択度	低周波発振器 標準信号発生器 レベル計又はオシロスコープ	(略)			(略)
	感度抑圧効果	標準信号発生器 レベル計	(略)			(略)
	相互変調特性	標準信号発生器 レベル計又は歪率 雑音計	(略)			(略)
	局部発振器の周波数変動	周波数計	(略)			(略)
	ゲイエンフアシス特性	低周波発振器 直線検波器	(略)			(略)
	総合歪及び雑音	標準信号発生器 歪率雑音計	(略)			(略)

注1～7 (略)

8 実施する試験項目のうち、この試験によることが著しく困難な場合には、登録証明機関が当該試験に相当するものと認められる試験の結果を記載した試験成績書により、技術基準への適合を審査することができ

9～14 (略)

15 設備規則第十四条の二第一項各号に規定するものを除く。

16～21 (略)

イ・ウ (略)

11・13 (略)

(略)

様式第7号(第8条、第20条、第27条及び第36条関係)

表示は、次の様式に記号R及び技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号を付加したものとする。

表示 (略)

注1～3 (略)

4 技術基準適合証明番号の最初の3文字は総務大臣が別に定める登録証明機関又は承認証明機関の区別とし、4文字目又は4文字目及び5文字目は特定無線設備の種別に従い次表に定めるとおりとし、その他の文字等は総務大臣が別に定めるとおりとすること。

特定無線設備の種別	記号
(略)	(略)
<u>第2条第1項第28号の3に掲げる無線設備</u>	<u>VY</u>
<u>第2条第1項第28号の4に掲げる無線設備</u>	<u>GS</u>
第2条第1項第29号に掲げる無線設備	UZ
(略)	(略)

5 (略)

注1～21 (略)

8 実施する試験項目のうち、この試験によることが著しく困難な場合には、登録証明機関が当該試験に相当するものと認められる試験の結果を記載した試験成績書により、技術基準への適合を審査することができ

9～14 (略)

15 設備規則第十四条の二第一項各号に規定するものを除く。

16～21 (略)

イ・ウ (略)

11・13 (略)

(略)

様式第7号(第8条、第20条、第27条及び第36条関係)

表示は、次の様式に記号R及び技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号を付加したものとする。

表示 (略)

注1～3 (略)

4 技術基準適合証明番号の最初の3文字は総務大臣が別に定める登録証明機関又は承認証明機関の区別とし、4文字目又は4文字目及び5文字目は特定無線設備の種別に従い次表に定めるとおりとし、その他の文字等は総務大臣が別に定めるとおりとすること。

特定無線設備の種別	記号
(略)	(略)
<u>第2条第1項第28号の3に掲げる無線設備</u>	<u>VY</u>
第2条第1項第29号に掲げる無線設備	UZ
(略)	(略)

5 (略)